

議案第46号

新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例
の制定について

新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例を次のように制定する。

令和2年6月9日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、海岸区域に近接して住宅が密集する逗子海岸の地域的な特性に鑑み、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の流行下における夏期の逗子海岸のマナーの向上について必要な事項を定め、市、事業者及び利用者の責務を明らかにすることにより、もって逗子海岸及び周辺地域における生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 逗子海岸 逗子市新宿1丁目から同5丁目に至る区域の海岸及び隣接地で、安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則（平成26年逗子市規則第3号。以下「規則」という。）第4条で定める範囲をいう。
- (2) 夏期 7月1日から8月31日までの期間をいう。
- (3) 事業者 逗子海岸において事業活動を行う者をいう。

(4) 利用者 逗子海岸を利用する団体又は個人であつて、事業者以外の者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、法令に別の定めのあるもののほか、夏期の逗子海岸における次に掲げる行為（市長が特別の理由があると認めた場合を除く。）の未然防止に努めるとともに、マナーの向上を推進するため、事業者及び利用者に対する意識の啓発を図り、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施するものとする。

(1) たき火をし、又は火気を使用する調理器具を使用すること。

(2) 飲酒すること。

(3) 入れ墨その他これに類する外観を有する者を公然と公衆の目に触れさせることによって、他の者に不安を覚えさせ、他の者を畏怖させ、他の者を困惑させ、又は他の者に嫌悪を覚えさせることにより、当該他の者の逗子海岸の利用を妨げること。

(4) 拡声機又は拡声装置（マイクロホン、増幅器及びスピーカーを組み合わせ、音又は音声を増幅できるよう構成された装置をいう。）を使用して音又は音声を流すこと（ただし、規則第7条で定める目的で使用する場合を除く。）。

(5) 前各号に掲げるもののほか、密集し、かつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に繋がるおそれのある状態を作ること。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、前条各号に規定する行為を行わないように努めるとともに、その防止及びマナーの向上を推進するため、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(利用者の責務)

第5条 利用者は、第3条各号に規定する行為を行わないように努めるとともに、マナーの向上を推進するため、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、法附則第1条の2第1項の政令で定める日限りでその効力を失う。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の影響により、夏期に逗子海水浴場が開設されない状況下において、事業者及び利用者に対し、海水浴場開設時に適用される安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例（平成26年逗子市条例第6号）と同等程度のマナーの向上を図るために必要な事項を規定するに当たり、制定の要あるため提案する。